

環境アセスメント学会 生態系研究部会 第19回定例会 報告

- テーマ：戦略的環境アセスメントと生物多様性オフセットのあり方
- 話題提供者：筑波大学大学院 人間総合科学研究科世界遺産専攻准教授 吉田正人氏
- コーディネータ：東京都市大学 環境情報学部准教授 田中章氏
- 日時：平成22年8月25日（水）18:00～19:30
- 場所：環境パートナーシップオフィス エポ会議室（コスモス青山 B2F）
- 概要：

環境影響評価法は、その一部を改正する法律案が可決され、事業計画段階の配慮書作成が義務化されることとなった。これは、戦略的環境アセスメント（以下、SEA）が、わが国に初めて導入されることを意味している。第19回定例会では、わが国の環境影響評価法の改正に携わっておられる筑波大学大学院の吉田正人准教授に、「戦略的環境アセスメントと生物多様性オフセットのあり方」について、話題提供をいただいた。

吉田准教授によると、法改正のポイントは、交付金事業や風力発電事業も評価の対象とすること、SEAの導入、方法書段階から市民参加を充実させること、配慮書・方法書等の全ての段階で環境大臣の意見を求めること、政令指定都市は県と独立して意見を提出すること、事後調査結果を公表することの6点である。また、SEAを取り入れることで事業の計画段階での影響評価が義務付けられるが、今後は、1つの開発事業に焦点をあてるのではなく、付随して生じる累積的な影響についても考慮することが課題とされた。ミティゲーションについては、同じ自然生態系を復元することは困難である、オフサイト地の生態系に影響を与えるといった問題があり、1つの解決策として、自治体が主導となり、生物多様性の目標を立てて計画的にオフセットすることが挙げられた。

生物多様性ポスト2010年目標として、2020年までに陸海域の15%を保護地域にし、失われた自然を10%回復することが議論されている（具体の目標数値は2010年10月最終決定予定）。また、国際的なオフセットは、途上国の優先順位に配慮して環境を保全できる利点があるものの、国内の生物多様性を犠牲にして良いのか、新たな環境破壊や先住民の権利の侵害とならないかといった問題が指摘された。

講演後の意見交換では、参加者を4グループに分けて質問事項について討論した。各グループの質問事項の概括は以下のとおりである。

- ・ SEAの国内外の先進事例と運用上の課題はどのようなものがあるのか
- ・ 累積的、相乗的な環境負荷の評価は、今回の改定に盛り込まれるのか
- ・ オフセットの資金メカニズム構築について、具体の課題及び解決策はあるのか
- ・ オフセットの際には共通の指標が必要となるが、その整備は進んでいるのか

環境影響評価法の改定に伴い、事後調査結果の公表やSEAの実施が義務付けられ、わが国の生物多様性保全は、一步前進したと考えられる。しかしながら、今回の法改定では、根本的な影響回避となるオフセットの義務化は、時期尚早とされているようだ。わが国の生物多様性保全については、わが国の伝統的な自然との関わりを反映した「里山バンキング」のような新しいアイデアの取り入れと実行が必要であると思われた。

（レポーター：大日本コンサルタント株式会社 新井聖司）